

申 請

令和 2 年 1 月 31 日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 安倍 晋三 様

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく  
令和元年 12 月 3 日付け指示について、下記のとおり申請します。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

福島県南相馬市（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域  
及び旧計画的避難区域（平成 24 年 3 月 30 日付け指示により設定された帰還困  
難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定）を合わせた区域から  
帰還困難区域を除く区域に限る。）において産出されたうめ

- 2 解除を申請する理由  
別紙のとおりです。

(別紙)

## 1 出荷制限を解除する範囲

国から出荷を差し控えるよう指示（平成23年6月6日付け出荷制限指示）を受けている福島県南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域及び旧計画的避難区域（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定）を合わせた区域から帰還困難区域を除く区域に限る。）で産出されるうめ

## 2 解除申請までの検査

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成31年3月22日付け原子力災害対策本部公表）を踏まえて策定した検査計画に基づき、緊急時環境放射線モニタリング検査を実施した。

なお、検査の結果、全ての検体が基準値を下回った（別添1及び2参照）。

## 3 解除後の出荷管理

### (1) 出荷者の対策

ア 県は、これまでも出荷者に対して、出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、各種業務活動を通じて出荷制限品目の取扱いについて周知徹底を図る。

イ 県は、出荷団体等に対して、出荷前に、出荷制限等が要請されている区域のうめでないことを確認し、入荷先・販売先の記録を保管するとともに、販売時に出荷容器に生産地名等（出荷団体名、生産者コード、生産地など出荷する形態に応じた必要事項）の記載を求める。

ウ 当該地方の出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名、生産者、生産地等を表示することとし、これにより生産物の生産地の絞り込みや流通の捕捉を可能とする。

### (2) 解除後の検査

解除後において出荷が見込まれる場合、県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に則して適切に緊急時環境放射線モニタリング検査を実施し、検査の結果を公表する。

### (3) 出荷状況の把握

県は、関係機関と連携しながら出荷状況を生産者に確認するとともに、定期的に、農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているかを確認する。

(4) 出荷団体等への情報提供

県は、出荷制限等が要請された区域・品目について、出荷団体等に対し、当該品目を出荷・取扱いをしないよう周知する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

緊急時環境放射線モニタリング検査において基準値を超える検査結果が判明した場合、県は、南相馬市、ふくしま未来農業協同組合、農産物直売所等に対して、直ちに当該地域のうめの出荷を自粛するよう要請するなど必要な措置を講じる。

(6) 新たな生産ほ場（生産者）への対応

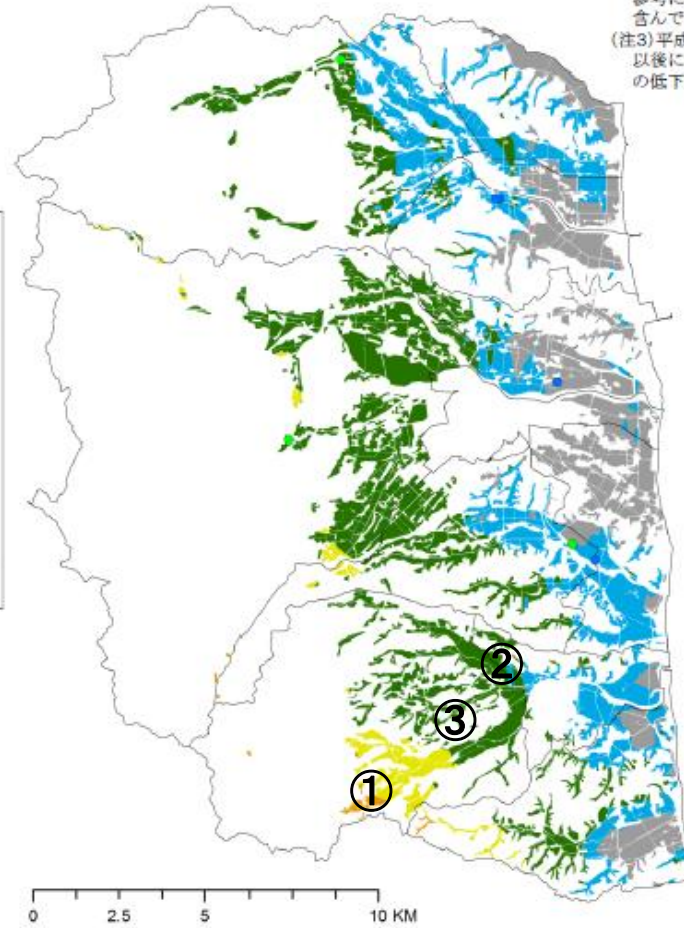
自主検査等において基準値を下回り、安全性が確認された場合に、出荷できるものとする。

(別添1)

品目名	番号	令和元年度		平成23年度 (基準値超過)の 検査結果
		検査日	検査結果 (Bq/kg)	
うめ	①	令和元年6月14日	5.8	
	②	令和元年6月14日	ND(<7.8)	
	③	令和元年6月14日	ND(<9.4)	

(別添2)

### 農地土壤の放射性物質濃度分布図(南相馬市)



(注1)農地の分布は、独立行政法人農業環境技術研究所が2010年に作成・公開した農地土壤図(2001年の農地の分布状況を反映)から作成

(注2)推定値は、航空機による空間線量率の測定結果等を参考に試算した推計に基づくものであり、一定の誤差を含んでいます。

(注3)平成24年3月公表の放射性物質濃度分布図の作成以後に行われた農地の除染による放射性セシウム濃度の低下については、推定値に反映されておりません。